

所得税の基礎控除等の改正について

2018年度の税制改正では、働き方の多様化や政府が主導する「働き方改革」をふまえた所得課税の見直しが行われました。

そこで今回は、2020年以降の所得税に適用される基礎控除および給与所得控除等について説明していきたいと思います。

㊦ 基礎控除額の一律10万円の引き上げ

基礎控除は全ての納税者に適用される所得控除で、改正前は一律38万円でしたが、2020年1月以降は48万円に引き上げられます。

一方で、これまで基礎控除については適用要件はありませんでしたが、所得金額に応じて控除額が段階的に減額されることとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年	2020年以降
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		なし

㊦ 給与所得控除額の一律10万円の引き下げ

給与所得控除の額が一律10万円引き下げられ、また、給与収入が850万円超の場合は一律195万円と、上限が大幅に下げられることとなりました。

年収	給与所得控除額	
	2019年まで	2020年以降
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円（上限）
1,000万円超	220万円（上限）	

㊦ 所得金額調整控除の創設

給与所得控除の上限額の引き下げにより、2020年以降、給与収入が850万円を超えると所得税が増税となります。そこで、子育てや介護世代に負担が増えないように、新たに「所得金額調整控除」が創設されました。

対象者は給与収入が850万円を超え、かつ、以下の3つの条件のいずれかに当てはまる給与所得者です。

- ① 本人が特別障害者である
- ② 23歳未満の扶養親族がいる
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者、あるいは、扶養親族がいる

控除額は下記の計算式で求められますが、給与収入1,000万円が上限となるので、給与収入1,000万円以上で一律15万円となります。

$$\text{控除額} = (\text{給与年収} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

㊦ 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

配偶者や扶養親族の扶養の要件は、これまで合計所得金額が38万円以下でしたが、2020年以降は合計所得金額48万円以下となります。但し、配偶者や扶養親族の収入が給与だけの場合、扶養になれる収入が「103万円以下」であることに変わりはありません。

また、2018年度の税制改正で加わった、「源泉控除対象配偶者」についても要件が見直され、配偶者の合計所得金額が「85万円以下」から「95万円以下」に変更となります。但し、こちらも配偶者の収入が給与だけの場合は、年収が「150万円以下」で控除額も38万円のまま変更ありません。

今回の改正では、収入が給与だけの場合、給与収入850万円以下の方は影響がありませんが、給与収入が850万円を超えると所得税は増税となります。フリーランスや自営業の場合、給与所得控除の引き下げの影響はなく、基礎控除の引上げのみが関係するので、合計所得金額が2,400万円以下であれば減税となります。

なお、基礎控除の引き上げに伴い、住民税の基礎控除の額も同様に変更が生じ、2021年6月以降に納める住民税に影響があります。